

# 福島市プレミアム付きクーポン に関するお知らせです

## 福島市プレミアム付きクーポンとは？

本市では、長引く物価高に直面する市民生活の支援と地域経済の下支えするため、福島市プレミアム付きクーポンを発行いたします。



- ◎ 購入引換券送付対象者  
令和6年12月13日時点で、福島市に住民登録のある方  
※「令和6年度住民税非課税世帯生活支援特別給付金  
(3万6千円) 給付事業」の受給対象世帯の世帯員を除く
- ◎ クーポン購入引換券  
送付方法 市から世帯主あてに、世帯人数分を郵送で送付  
枚数 1人1枚  
内容 引換券1枚につき8千円で1万円分のクーポンを購入可能  
購入期限 令和7年6月30日(月)  
販売店 市内郵便局、小売店ほか 59箇所
- ◎ クーポンの概要  
使用期限 令和7年7月31日(木)  
内容 千円×10枚(1万円分)  
※うち千円×2枚は中小規模店でのみ利用可  
使用店舗 加盟店として登録された市内の小売店(スーパー・コンビニ)、  
飲食店、旅館 など

## 配偶者等からの暴力を理由に避難している方への支援

- ◎ 配偶者やその他親族からの暴力や、性暴行被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している方で、事情により、令和6年12月13日以前に、避難先に住民票を移すことができていない方は、裏面に記載の手続をしていただくと、以下の措置が受けられます。
- ◎ 手続を行った方とその同伴者分の購入引換券は、配偶者等からの申請があっても交付しません。

### 【手続の対象となる配偶者等からの暴力を理由に避難している方の要件】

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること
- ②女性相談支援センター等から配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する証明書等が発行されていること
- ③令和6年12月13日以降に住民票が避難先に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

# 配偶者等からの暴力を理由に 避難している方の申出の手続

- ◎ 下記担当課へ「**申出書**」を提出してください。  
※クーポンの購入期限である**6月30日(月)**まで随時受付しております。  
  
※「申出書」は、市ホームページで入手できます。
- ◎ 「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次のいずれかの添付が必要です。
  - 裁判所が発行する保護命令決定書の謄本又は正本
  - 女性相談支援センター等が発行する証明書等
- ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。
- ※ ご自身で申出・申請することが困難な場合は、代理申出・申請が可能です。
- ◎ **ご不明な点があれば、下記担当までお問い合わせください。**

## 【問い合わせ先】

〒960 - 8601 福島県福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部にぎわい商業課 にぎわい創出係

TEL 024 - 525 - 3720 FAX 024 - 535 - 1401